第三百十二条の二第一項中「訴因変更等請求書面の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「訴因変更等請求書面抄本等を」を「、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項の規定による求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

二　第一項の規定による求めが訴因変更等請求書面抄本等の提出によりされた場合　訴因変更等請求書面抄本等

第三百十二条の二第四項中「第二項」を「第一項」に、「訴因変更等請求書面抄本等の提出」を「求め」に、「おいて」を「おいて、第二百七十一条の三第一項及び第二百七十一条の四第二項中「公訴の提起」とあるのは「第三百十二条第一項の請求」と、第二百七十一条の三第一項及び第二項並びに第二百七十一条の四第二項及び第三項中「起訴状」とあるのは「訴因変更等請求書面」と」に、「第二百七十一条の五第一項」を「同項、同条第四項並びに第二百七十一条の四第四項及び第五項中「起訴状抄本等」とあるのは「訴因変更等請求書面抄本等」と、第二百七十一条の五第一項」に、「第二百七十一条の六第五項」を「第二百七十一条の六第二項から第六項まで」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三百十六条の二第三項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

第三百十六条の七に次の二項を加える。

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判長が公判前整理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六条の九第四項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、公判前整理手続期日における手続を行うことができる。

第三百十六条の九に次の一項を加える。

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

第三百十六条の十中「書面に」を「書面若しくは電磁的記録に」に改める。

第三百十六条の十二に次の一項を加える。

公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第三百十六条の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付並びに第二項の」を「規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。

第三百十六条の十四第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第一号中「を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を」について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。

イ　被告人　閲覧する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

ロ　弁護人　閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

第三百十六条の十四第一項第二号中「あつては、」の下に「供述要旨書面等（」を加え、「記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。以下この号及び第三百十六条の十八第二号において同じ。）について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。

イ　被告人　閲覧する機会（当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

ロ　弁護人　閲覧し、及び謄写する機会（当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

第三百十六条の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。

第三百十六条の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第二号中「書面で」を「書面（」に、「もの」を「ものに限る。）又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。）」に、「の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。

第三百十六条の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」に、「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に改める。

第三百十六条の十六第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二項の書面又は電磁的記録」に改める。

第三百十六条の十七第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二項の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改める。